

(令和7年度 第5回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨)

日 時	: 令和8年1月8日(木) 午前10時から
場 所	: 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室(オンライン併用)
出席者	: 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和7年度第5回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。
本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。
続きまして、傍聴人について御報告いたします。本日、傍聴の方はおりません。

それではここからの進行は蒔苗委員長にお願いしたいと思います。蒔苗委員長よろしくお願
いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。
まず、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願
います。

事務局

※資料1、1-Aに基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。説明にありました通り、前回の委員会以降、新設の届出が2件、
変更の届出が1件ありました。最初に届出について質疑はございますか。よろしいでしょうか。

蒔苗委員長

次に、アムザショッピングタウン白石B棟～E棟について事務局から報告事項ということで
説明がありました。ご意見があればお願いします。

馬場委員

資料の 23 ページに若干騒音レベルが上回るところがあるという記述があり、最後には「状況を確認して適切に対応する」とあります。具体的にはどのような対応を考えられているのか、現時点でわかれば教えていただきたいと思います。

事務局

現時点では、特に苦情がないということで、何か具体的に考えていることはないようです。住民等から意見があった時に、改めてその時点で対応を考えるということでございまして、具体的に今何かを行うという計画はないようです。

馬場委員

わかりました。おそらく苦情はないとは思いますが、少し具体案を持っていた方が瞬時に対応できると思いましたので、もし機会があればお伝えいただければと思います。

事務局

ありがとうございます。事業者の方には、改めての文書ということではなく、この場でこういったご意見があったということを伝えさせていただきたいと思います。

蒔苗委員長

基本的には既存店舗であり、現状苦情がないということですね。その他よろしいでしょうか。この件については報告事項ということで取り扱いたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【変更】(仮称) コメリホームセンター亘理店 (法第 6 条第 2 項)

蒔苗委員長

はじめに、「(仮称) コメリホームセンター亘理店」の届出概要について審議を行いますので、関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料 2 に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

小林委員

概要についてですが、元々90台と出されていたかと思います。多分、コメリさんはホームセンターという業態もあって、指針上の94台よりも一般的な台数で出されたのだと思います。今回の190台というのは、指針通りの台数ということでしょうか。

設置者

駐車場台数についてですが、今回、A棟は既存で運営しているところがございます。まずこの実態調査をしまして、A棟につきましてはその実態に合わせた必要駐車台数を算出しております。それプラス、今回新たに出店するB棟につきましては、大店立地法の指針に基づいた必要駐車台数を算出し、A棟プラスB棟の合計が190台ということでお届けしております。

小林委員

ありがとうございます。既存77台という今の駐車場に合わせて、そこが根拠であるという記載がどこかにあれば良いのですが、現状の駐車台数にすり合わせたように見えました。もし開店後に問題があるようだったら、どこかに駐車場を作るなどしていただければなと思うのですが、77台の根拠は資料のどこにありますでしょうか。

蒔苗委員長

後半の添付資料「必要駐車台数予測結果」の31ページに、77台の根拠が入っていると思います。

小林委員

ありがとうございます。確認しました。前回の新設の届出の時は、どのように算出して190台になっていたのでしょうか。

設置者

前回、新設の届出の時は、宮城県内や東北の類似店舗の調査を行い、その結果から算出しました。B棟も同様に指針に基づいた算出式で出し、それを合わせて190台としていました。

小林委員

同じような計算方法ですね。

設置者

そうです。ただし今回は実際に運営している実店舗がございますので、新設時に予測したものよりも少なく運用できている、駐車台数については十分足りているという計算結果が出ました。それに加えて、今回B棟が「コメリプロ」というプロショップを増設する計画になってお

り、B棟についても指針に基づき算出しましたが、参考までに他の類似店舗の状況を見ると、ピーク時でも9台や11台など、駐車場が埋まるようなことがない状態です。そのため、ここにB棟ができて問題ないだろうということで、参考にさせていただきました。

蒔苗委員長

駐車台数としては増えない業態であるという根拠ですね。わかりました。

その他いかがでしょうか。

内田委員

資料の68ページ、夜間の等価騒音レベルのところでは気になった点があります。B・4の地点など、夜間の等価騒音レベルが16.2dBとあります。主要地方道の道路沿いでの等価騒音レベルにしては、車がほとんど通らないにしてもすごく低いと思えるのですが、ここまで低いものなのでしょうか。

設置者

今回予測している騒音レベルは、あくまでもお店から発生する騒音源のみを使って予測しております。夜間については営業が終わっています（夜10時から朝6時までの評価に対し、営業は8時から9時で終了）ので、お客様が来ることはないという前提で予測しています。また、室外機などもほとんど止まり、24時間稼働する機器のみが動くこととなりますので、予測としてはこのような低い数字になってしまいます。現状の環境騒音や車の音は加味しておりません。

内田委員

わかりました。従来の環境騒音や道路騒音にプラスして、この店に来る騒音分が超過していなければ良いということですね。承知しました。

蒔苗委員長

その他いかがでしょうか。

馬場委員

資料24ページの添付図4の中の、新しくできた荷捌き施設2の箇所についてですが、「後退時は従業員の誘導が必要」との記載があります。1日にどれくらいそういった機会があるのかということと、バックする際に必ず誘導するのは大変な作業だと思いますが、他のルートは取れなかったのでしょうか。また、このようなレイアウトは一般的なのかをお伺いしたいです。

設置者

荷捌き車両につきましては、プロショップということもあり、基本的には1週間に1台から2台程度来るということになっています。資料9ページに台数設定を書かせていただいておりますが、実際は1週間に1台ぐらいです。荷捌きのルートについてですが、今回の計画では、店舗の形状や配置を踏まえて現在の位置になってしまいました。搬入車両が旋回する時は危険ですので、まず頭から正面で駐車してもらい、その後、従業員の誘導によってバックしていただくという運用を徹底していきたいと思っています。頻繁に来るものではないので、可能だと考えています。

馬場委員

ありがとうございます。一般の利用者の方の車と交錯すると考えられますので、徹底していただければと思います。

蒔苗委員長

他にいかがでしょうか。

本郷委員

68ページの昼間の騒音レベルのところ、一部基準をオーバーしていますが、駐車場ということで大丈夫というお話でしたが、西側の隣接地、写真の⑥あたりを見ると、だいぶ近いのかなという印象があります。今回気になっているのがエアコンの室外機です。室外機の配置について、将来的なことを考えると、例えば屋上設置などを検討していただくと、昼間の騒音が隣に影響することはないのかなと思います。仮に隣の農地が宅地開発されるなどの状況になっても、この対策で大丈夫なのかなと思いますコメントさせていただきました。

設置者

ご提案ありがとうございます。室外機を変更する際の場所の見直し等は検討させていただきたいと思っています。今の構造では室外機を上に乗せるようにはなっていないと思いますので、将来、具体的に住宅等が建ってきたら、防音壁や場所の変更などの対策を検討しなければいけないと思っています。今後の検討材料にしたいと思います。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。駐車台数を190台で整合させるために、駐車場内の割り付けを結構変えたような形になっているかと思いますが、これに関する問題等は特になさそうですか。

設置者

はい。従業員駐車場も東側の1列で十分足りそうですし、通路になっているところを駐車場にし

たりはしますが、特段問題ないと思いますので、この計画で進めたいと思います。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。

それでは、この件については終了したいと思います。関係者の方は退席をお願いします。ありがとうございました。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

蒔苗委員長

続いて、議題(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について審議してまいります。

イ 【変更】石巻蛇田複合商業施設

蒔苗委員長

はじめに、「石巻蛇田複合商業施設」の意見案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。この件について質問などございますか

基本的には県の意見はなしということですが、この委員会の意見なども含めて、駐車場が24時間になることから、必要に応じて追加的な対策を講じるようにということで附帯意見をつけているというところですね。よろしいですか。

それでは、この件についてはこの通り進めていただければと思います。

ロ 【新設】ニトリ気仙沼店

蒔苗委員長

続きまして、ロ「ニトリ気仙沼店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料4に基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かございますか。

特によろしいでしょうか。国道 45 号線との出入りについて懸念されたところですが、基本的な県の意見はなしとして、交通対策を必要に応じて講じてほしいということで附帯意見とするということですね。これでよろしいでしょうか。

それでは、この通り進めていただければと思います。

(4) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。それでは、「その他」ですが、議事について何かございますか。

蒔苗委員長

よろしいですね。それでは、これで本日の議事について終了いたします。進行を事務局にお返しします。

司会

蒔苗委員長、議事進行ありがとうございました。それでは、「3 その他」について、事務局から発言願います。

事務局

次回の専門委員会につきましては、2月9日月曜日の午後2時からを予定しております。よろしく願いいたします。

司会

それでは、本日のご審議大変ありがとうございました。以上で、令和7年度第5回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。